

ラジオ広報（保険料2）7/1（水）放送

アナ	皆さま、こんにちは。「長寿医療ひとくちメモ」のお時間です。 今週末週と、長寿医療制度に関する様々な情報をお届けいたします。今日は、昨日に引き続き、長寿医療制度の保険料について、この制度を運営している栃木県後期高齢者医療広域連合の〇〇さんに伺いたいと思います。〇〇さん、よろしくお願いします。
〇〇	はい、よろしくお願いします。
アナ	今日は、長寿医療制度の保険料、この支払方法について、教えてください。
〇〇	はい、長寿医療制度の保険料は、この制度に加入いただいている皆さん、お一人、お一人に負担をお願いしているわけなんですけど、保険料を支払っていただく方法は二つあります。一つは年金から保険料が差し引かれる特別徴収という方法でして、もう一つは納付書や口座振替によって支払っていただく普通徴収という方法です。
アナ	なるほど、二通りあるんですね。ところで、特別徴収と普通徴収という支払いの方法は、自分で決められるんですか。
〇〇	お支払いいただく方法についてですが、基本的に受給している年金の額で決まります。年金の額が年額で18万円以上の方が、特別徴収の対象者、つまり年金からお支払いいただく方ですね。それ以外の方が普通徴収の対象者となります。なお、介護保険料が年金から差し引かれていない方や、介護保険料と長寿医療の保険料の合計額が年金の受給額の半分を超えるような方の場合は、普通徴収、つまり、納付書や口座振替で納付いただくこととなります。
アナ	でも、中には年金からではなくて、口座振替で支払いたい方もいるんじゃないですか。
〇〇	はい、現在、特別徴収の方は、お住まいの市や町の担当窓口申請していただくことで、口座振替による普通徴収の方法に変更することができるようになっています。ただし、納付状況等によっては、変更ができない場合もありますので、詳しくは、お住まいの市や町の担当窓口へご相談ください。
アナ	逆に、特別徴収を続けたい方は、何か申請は必要ですか。
〇〇	いえ、特別徴収の方法を続ける場合には、改めて申請をする必要はありません。なお、一度、特別徴収から口座振替に変更した方が、もう一度特別徴収による納付を希望する場合は、申請が必要となりますので、お住まいの市や町の担当窓口でご相談ください。
アナ	それでは最後に、保険料を支払う時期、これはいつ頃になるのでしょうか。
〇〇	はい、特別徴収の方は、年金を受給される偶数月に保険料が差し引かれますので、6回に分けてお支払いいただきます。また、普通徴収の方は、7月から翌年の2月までの8回に分けてお支払いいただくこととなります。 なお、普通徴収の方は、納め忘れのない便利な口座振替をお勧めしたいと思います。
アナ	ありがとうございました。 この番組についてのお問い合わせは、 栃木県後期高齢者医療広域連合 電話028-627-6805 までお願いいたします。明日は、限度額適用・標準負担額減額認定について伺います。 〇〇さん、今日はありがとうございました。
〇〇	ありがとうございました。